

宮津市公報

平成26年1月6日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

条 例

- 35 宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例 1
36 宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例 2
37 宮津市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例 3

規 則

- 17 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則等の一部を改正する規則 3
18 宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 4

告 示

- 110 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物
処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の氏名の変更 5
111 国民健康保険被保険者証の無効 5
112 宮津市公印の電子印の作成 5
113 宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱及び宮津市身体障害者自動車運転免許取
得教習費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 5
114 宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付要綱 6
1 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届 7

公 告

- 46 宮津市職員採用試験実施要項 7
47 平成25年度農用地利用集積計画の縦覧 9
48 公示送達 10
49 公示送達 10
50 条件付一般競争入札の実施 10

水 道 企 業

《告 示》

- 1 宮津市指定給水装置工事業者の事業廃止届 12

教 育 委 員 会

《告 示》

- 17 宮津市教育委員会定例会の招集 13

《訓 令》

- 1 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正す
る規程 13

公 平 委 員 会

《告 示》

- 1 宮津市公平委員会委員長の選任 13

農 業 委 員 会

《告 示》

- 1 宮津市農業委員会総会の招集 14

条 例

宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第35号

宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和44年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「500円」を「1,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程(平成7年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100円以上」を「2,000円以上」に、「100円未満」を「1,000円未満」に改め、「10.75パーセント」の次に「(当該納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年5.375パーセント)」を加え、同条第3項中「10円未満の端数」を「100円未満の端数」に、「全額が10円未満」を「全額が1,000円未満」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 当分の間、第25条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.375パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年5.375パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年5.375パーセントの割合を加算した割合とし、年5.375パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年5.375パーセントの割合を超える場合には、年5.375パーセントの割合)とする。

(宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部改正)

第3条 宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条」を「福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第30条」に改める。

第17条第2項中「、納付すべき金額」の次に「(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」を、「延滞金額」の次に「(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 6 当分の間、第17条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 第4条 宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成4年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「負担金の額」の次に「(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第3条中宮津市営住宅等設置及び管理条例第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項、宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程附則第2項、宮津市営住宅等設置及び管理条例附則第6項及び宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

* * *

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第36号

宮津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮津市水道事業給水条例(平成10年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項の表5の項中「500円」を「477円」に改め、同表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 開栓又は閉栓手数料は、この表に定める額に消費税等相当額を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

* * *

宮津市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第37号

宮津市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

宮津市公共下水道使用料条例（平成4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額との合算額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。

第5条中「算定」の次に「した額に消費税等相当額を加算した額と」を加える。

別表中「1,350円」を「1,286円」に、「165円」を「157円」に、「194円」を「184円」に、「211円」を「200円」に、「240円」を「229円」に、「270円」を「257円」に、「300円」を「285円」に、「329円」を「313円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者にとっては、改正後の第5条及び別表の規定は、平成26年5月1日以後に認定する汚水量に係る使用料について適用し、同日前に認定する汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

規 則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第17号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則等の一部を改正する規則

（宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部改正）

第1条 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則（平成10年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第41条の19の4第1項及び第2項」を「第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

別表第2備考2(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第41条の19の4第1項及び第2項」を「第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

（宮津市障害福祉サービス、施設入所及び障害児通所支援の措置に関する規則の一部改正）

第2条 宮津市障害福祉サービス、施設入所及び障害児通所支援の措置に関する規則（平成15年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表2の項の表注4第2号、別表4の項の表注4第2号、別表5の項の表注4第2号及び別表6の項の表注4第2号中「第3項」を「第6項」に改める。

（母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部改正）

第3条 母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考1(2)エ(イ)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第41条の19の4第1項及び第2項」を「第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条中宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則別表第1備考2(2)の改正規定（「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第41条の19の4第1項及び第2項」を「第41条の19の4第1項及び第3項」に改める部分に限る。）及び別表第2備考2(2)の改正規定（「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第41条の19の4第1項及び第2項」を「第41条の19の4第1項及び第3項」に改める部分に限る。）並びに第3条中母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則別表備考1(2)エ(イ)の改正規定（「第41条の19の3第1項及び第2項」を「第41条の19の3第1項及び第3項」に、「第41条の19の4第1項及び第2項」を「第41条の19の4第1項及び第3項」に改める部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第18号

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則（平成7年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの

ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（以下「犯罪等」という。）の被害により生計維持が困難となった者

イ 犯罪等の被害により居住する住宅が滅失し、又は著しく損壊したこと等のため、当該住宅を居住の用に供することができなくなった者

ウ 犯罪等の被害により居住する住宅に引き続き居住する権利が害された者

エ 居住する住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより心理的外傷その他心身への有害な影響を受けたため、当該住宅に居住することができなくなった者

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

告 示

宮津市告示第110号

平成25年4月1日付け宮津市告示第35号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、氏名の変更の届出があったので次のとおり告示する。

平成25年12月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1 変更事項

委託者の氏名

変更前 ミニストップ宮津天橋立インター店 店長 植 田 均

変更後 ミニストップ宮津天橋立インター店 店長 糸 井 克 美

2 変更日

平成25年10月1日

* * *

宮津市告示第111号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成25年12月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮 - 0 0 0 0 2 4 9	昭和18年3月31日	平成25年4月1日	平成25年11月28日	
宮 - 0 0 0 6 3 0 6	昭和39年9月8日	平成25年4月3日	平成25年11月27日	
宮 - 0 0 1 1 5 8 3	平成8年4月19日	平成25年4月1日	平成25年11月13日	
宮 - 2 0 0 8 1 0 8	昭和22年11月17日	平成25年4月1日	平成25年11月27日	

* * *

宮津市告示第112号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成25年12月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省略>	市長印 市長名をもって発する文書 (国民年金保険料 全額免除・一部免除・納付猶予申請書)	平成25年12月18日

* * *

宮津市告示第113号

宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱及び宮津市身体障害者自動車運転免許取得教習費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱及び宮津市身体障害者自動車運転免許取得教習費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 宮津市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱(平成5年告示第70号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「第3項」を「第6項」に改める。

(宮津市身体障害者自動車運転免許取得教習費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 宮津市身体障害者自動車運転免許取得教習費補助金交付要綱(平成5年告示第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「第3項」を「第6項」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第114号

宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付要綱を次のように定める。

平成25年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、宮津市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の学校再編に伴い、他の小中学校に編入することで新たに学用品の購入をする必要が生じた小中学校の児童及び生徒の保護者の負担を軽減するため、当該学用品の購入に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、小中学校の学校再編に伴って、他の小中学校に編入する児童又は生徒の保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者を除く。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、編入する小中学校の指定する制服、体操服、靴その他通学及び学校生活において市長が必要と認める物品に係る購入費用とする。ただし、新たに入学する児童又は生徒のために購入するものを除く。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に10分の9を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

2 補助金の交付は、児童又は生徒1人につき、品目ごとに1つ限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付申請書に学用品の購入を証する書類を添付し、教育委員会を経由して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市小中学校再編に係る学用品購入補助金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第 1 号

次の者について、宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届を受理したため、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成 9 年規則第 3 号）第11条第 1 項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成26年 1 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第110号

- (1) 名 称 高見設備株式会社
- (2) 所 在 地 福知山市夜久野町千原590番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 中 野 豊 大

公 告

宮津市公告第46号

宮津市職員採用試験実施要項

平成26年度宮津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成25年12月 5 日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 試験区分、採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用予定者数	受 験 資 格
保 健 師	1 名	昭和48年 4 月 2 日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成26年 3 月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
幼稚園教諭	1 名	昭和53年 4 月 2 日以降に生まれた方で、幼稚園教諭及び保育士の両方の資格を有する方（平成26年 3 月末日までに両方の資格の取得見込みの方を含む。）

地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

「保健師」について、免許を取得見込みで受験した方が、平成26年 3 月末日までに実施される国家試験に合格しなかった場合は、採用される資格を失います。

「幼稚園教諭」について、資格を取得見込みで受験した方が、平成26年 3 月末日までに保育士及び幼稚園教諭の両方の資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	平成26年 1 月26日(日) 午前 8 時30分（午前 8 時20分集合）	第 1 次試験合格者に文書で通知します。
場 所	宮津市役所（宮津市字柳縄手）	宮津市役所

3 試験方法及び内容

(1) 第 1 次試験

試験科目

区 分	試 験 科 目

保健師	一般教養試験・専門試験（保健師）
幼稚園教諭	一般教養試験・専門試験（幼稚園教諭）

試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 （出題分野） 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題・試験時間1時間30分
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
幼稚園教諭	発達心理、教育学、保育原理、保育内容、法規

(2) 第2次試験

身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成25年12月9日以後に診断されたものに限ります。）

個別面接

4 合格発表

区分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	2月上旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	2月下旬（予定）	

電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、平成26年度宮津市職員採用候補者名簿に登載し、平成26年4月1日以降、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、平成27年3月31日までです。

6 受験申込みの方法

提出書類	受験申込書（写真は、申込前3カ月以内に撮影した上半身前向き） 最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 最終学年成績証明書 大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 保健師免許証の写し（保健師受験者のみ。取得見込の方は受験申込時には不要。） 保育士及び幼稚園教諭の資格を証明する書類の写し（幼稚園教諭受験者のみ。取得見込みの方は受験申込時には不要。）
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、80円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 企画総務室職員係（本館3階）

7 受験申込みの受付期間

平成25年12月9日（月）から平成25年12月27日（金）まで

受付時間 午前8時30分～午後5時

郵送の場合は、12月27日（金）〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、平成26年1月10日（金）までに届かない場合は、

職員係までお問い合わせください。

日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

8 給与等 (平成25年4月1日現在)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
初任給（保健師）	166,176円 (173,100円)	147,552円 (153,700円)	135,360円 (141,000円)
初任給（幼稚園教諭）	184,015円 (193,700円)	161,025円 (169,500円)	-

職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

() 書きは、財政健全化のための給与減額措置をしなかったとした場合の金額です。

9 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区 分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合 得点	各合格発表 の日から2 週間	宮津市役所本館3階(企画総 務室職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を 除く、午前8時30分から午後 5時15分まで)
第2次試験		総合順位		

10 受験についての問い合わせ先

宮津市企画総務室職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 代表番号 (0772)22-2121 内線231・232

直通番号 (0772)45-1603

【参 考】

地方公務員法第16条（抄）

成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

* * *

宮津市公告第47号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成25年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成25年12月16日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成25年12月16日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第48号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年12月19日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第49号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成25年12月20日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第50号

条件付一般競争入札の実施について

宮津第6処理分区マンホールポンプ設備工事（宮下25第14号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月26日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宮津第6処理分区マンホールポンプ設備工事
- (2) 工事番号 宮下25第14号
- (3) 工事場所 宮津市字宮村地内
- (4) 工事概要 マンホールポンプ設備
 - 機械設備 一式
 - ・汚水ポンプ 2台 ・予旋回槽 1基
 - 電気設備 一式
 - ・ポンプ制御盤（監視計内蔵） 1面 ・引込開閉基盤 1面
 - ・投込式水位計 1組

- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成26年3月31日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当室 宮津市建設室（上下水道管理係）

宮津市役所本館南棟2階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1633（直通）

FAX番号 0772-25-1691

E-mail suidou@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 機械器具設置工事
- (3) 総合評定値 機械器具設置工事の総合点が800点以上
- (4) 営業所所在地 近畿圏内に本社・営業所を置く者
- (5) 施工実績 平成15年以降に、地方自治体発注のマンホールポンプ設備工事で、工事概要に記す規模と同等程度の工事の元請として実績のあること。
- (6) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できる

こと。

(7) その他

- ア 本工事において設置するマンホールポンプを自社で製造することができること。
- イ その他については、「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

イ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
- (イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
- (ウ) マンホールポンプを自社で製造できることを証明する書類

5 入札手続等

(1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成25年12月26日（木）から平成26年1月10日（金）までの午前9時から午後4時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）

*) 入札参加資格確認申請書等はHPに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成25年12月26日（木）から平成26年1月16日（木）までの午前9時から午後4時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 設計図書はHPに掲載する。

(3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成25年12月26日（木）から平成26年1月10日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）ただし、郵送の場合は平成26年1月10日（金）午後4時までまでに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成26年1月17日（金）まで

ただし、郵送等の場合は平成26年1月17日（金）午後4時までまでに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成26年1月21日（火）

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

*) 回答書はHPに掲載する。

(申請書、入札等に関する質問は随時口頭により回答する。)

(6) 入札日時及び場所

平成26年1月24日(金)午前11時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

8 予定価格

予定価格は、12,800,000円(税抜き)とする。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 支払条件

(1) 前払金及び中間前払金

請負代金の4割以内(中間前払金は2割以内)とし、支出限度額は1億円(中間前払金5,000万円)とする。

(2) 部分払

部分払いは3回までとする。

11 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

(3) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

水道企業

《告示》

宮津市水道告示第1号

次の者について、宮津市指定給水装置工事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

平成26年1月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S09112号

(1) 名称 高見設備株式会社

(2) 所在地 福知山市夜久野町千原590番地

(3) 代表者 代表取締役 中野豊大

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第17号

平成25年第15回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月 6 日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

1 日 時 平成25年12月19日（木）午後 2 時

2 場 所 宮津市中央公民館大会議室

* * *

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

庁 中 一 般

各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年12月27日

宮津市教育委員会

教育長 藤 本 長 壽

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成 2 年教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 病気休暇の取扱いの項の表中「1 年」を「180日」に改める。

別表 2 特別休暇の取扱いの項の表（17）の項中「慣習上最小限度」を「1 日以内でその都度」に改め、同表（19）の項中「4 日」を「5 日」に改める。

附 則

この規程は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

公平委員会

《告 示》

宮津市公平委員会告示第 1 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第 1 項の規定により、宮津市公平委員会委員長に次の者を選任したので、宮津市公平委員会規則（昭和41年公平委規則第 3 号）第 2 条第 4 項の規定により告示する。

住 所	氏 名
<省略>	小 谷 淳 一

平成25年12月18日

宮津市公平委員会

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成26年1月6日

宮津市農業委員会

会長 小 嶋 保 徳

1 日 時 平成26年1月10日(金) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第1号 農地法第3条の許可申請に係る許可について

議第2号 非農地証明について

議第3号 下限面積(別段の面積)の設定について